相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区成田東三丁目三六〇番地、最後の住所東京都江東区冬木一六番七号深川愛の園　被相続人　亡　小林　ハツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十日

事務所東京都港区虎ノ門三丁目二五番二号虎ノ門ＥＳビル一Ｆ

相続財産管理人　弁護士　笠井　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市田主丸町豊城八三番地、最後の住所東京都豊島区高田一丁目二三番二四号　被相続人　亡　田中銀之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十日

事務所東京都千代田区麹町四丁目三番五号紀尾井観光ビル三階吉田崇一郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田崇一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市赤坂町八八番地、最後の住所東京都中央区新川二丁目二七番三号マイホーム新川　被相続人　亡　髙坂　セツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十日

東京都千代田区麹町四―八―二六ロイクラトン麹町一階倫総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮川　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区東篠崎二丁目五一一番地、最後の住所東京都江戸川区南篠崎町一丁目六番一四号ケアレジデンス東京アネックス　被相続人　亡　藤岡ゆき子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十日

東京都新宿区三栄町二三―一ライラック三栄ビル三階わかばの風法律事務所

相続財産管理人　弁護士　酒井　桃子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市中原区下小田中一丁目三二番、最後の住所川崎市中原区下小田中一丁目三二番一四号第一白井荘　被相続人　亡　碓井　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十日

川崎市川崎区宮本町六番地一　高木ビル二〇二号室

相続財産管理人　弁護士　水町　洋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市中原区田尻町四三番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区千代田一丁目一番一号　千代田ビル五〇五

被相続人　亡　江川　直美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一四番九号　ＩＬ　ＣＩＥＬＯ　Ｂ・Ｅ号室

井上雅彦法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井上　雅彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市明科東川手一三三四〇番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中嶋　陌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十日

長野県松本市白板一丁目九番四三号

相続財産管理人　古川　静男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県宇陀郡曽爾村大字伊賀見二一七四番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　土屋　秀治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十日

大阪市北区堂島一―一―五　ザイマックス梅田新道ビル四〇八

相続財産管理人　弁護士　亀山　元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市日吉町三七七番地一、最後の住所広島市西区新庄町一三番一四号　被相続人　亡　織井フジヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十日

事務所　広島市中区住吉町一六―二〇広発ビル四階

相続財産管理人　弁護士　金子　昌稔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市西区三篠北町九九三番地の四、最後の住所神戸市東灘区御影山手三丁目一番七―一〇三号　被相続人　亡　山口　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十日

広島市中区八丁堀六番四号スカイパークビル四〇一号室

相続財産管理人　弁護士　大本　卓志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市甲子園網引町一三番地、最後の住所香川県高松市花ノ宮町三丁目二番二一号　シノハラアパート一〇五号　被相続人　亡　八木　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十日

香川県高松市新田町甲八六六番地六

相続財産管理人　司法書士　渡邊　真弓

第30期決算公告

平成28年7月20日

岐阜県各務原市川崎町1番地

株式会社ケージーエム

代表取締役社長　中村　誠治

貸借対照表の要旨　（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,691,102	流動負債	694,275
固定資産	398,016	賞与引当金	327,145
		その他	367,130
		固定負債	761,382
		退職給付引当金	761,382
		株主資本	633,461
		資本金	70,000
		利益剰余金	563,461
		利益準備金	17,500
		その他利益剰余金	545,961
		（うち当期純利益）	（125,370）
資産合計	2,089,118	負債・純資産合計	2,089,118

第17期決算公告

平成28年6月21日

新潟県新潟市北区島見町3399番地16

株式会社シーエフエス

取締役社長　新畑　直毅

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	993	流動負債	876
固定資産	116	（賞与引当金）	（9）
		（役員賞与引当金）	（12）
		固定負債	99
		（退職給付引当金）	（19）
		（役員退職引当金）	（42）
		株主資本	133
		資本金	30
		利益剰余金	103
		（利益準備金）	（7）
		（その他利益剰余金）	（95）
		（うち当期純利益）	（6）
資産合計	1,109	負債・純資産合計	1,109